

農村計画学

2016年10月12日の出席票より

講義内容への質問(1): 集落機能、政策等

- 集落の定義 →一言で言うと「農業集落とは、農村の地域社会における最小単位である」ということなのですが、いろいろな考え方があります。この質問は、じつは奥が深いです。
- 「集落機能のない農村集落」はどうなってるのでしょうか。存続してるのでしょうか →不自由しながら、存続しています。その数は、スライドの5番でわかります。
- 都道府県ごとに農業政策に(大きな)違いはありますか？(特産に力を入れるとかではなく根本的なもの) →農業政策が地域行政において必要であること、しかしその必要性や項目には濃淡や違いがあることは自明です。それは質問者もわかっているはずですが、質問の真意がわからないので、再度詳細に書いて下さい。
- 近年(1990年代以降)は、農地開発は殆ど行われていないのか？ →スライド10番の通りです。

講義内容への質問(2) 圃場整備、換地

- 換地の種類が多くて驚きました。
- 市街地での区画整理事業は、土地を手放そうとしない地主がいるためなかなか進まず、歯抜け状に空き地が出来ることがあります。圃場整備で同様のことがありますか？ →あります。説得します。どうしても無理なときは、事業から除外します。
- 航空写真を見ると、換地完了、中、未換地の違いが明確で興味深い。→正しくは、圃場整備完了、中、未施工です。換地処分は所有権の変更ですので、航空写真ではわかりません。ただし、公示前の形状は所有権と「ほぼ」一致しています。
- 換地制度によって農村の生活にどんな変化があったか？ →換地制度によってではなく圃場整備事業によって。→生産環境、生活環境が改善されました。
- 換地のシステムがよくわからないのですが、結局のところ所有物権の中身の変更なののでしょうか？ →換地処分は所有権の交換であり、換地制度は所有権移転登記プロセスの簡素化です。
- 土地区画整理では保留地を売却して資金を稼ぎますが、農用地換地でもそのような仕組みがあるのでしょうか？事業にかかる費用は自治体が負担しているのですか？ →保留地は残しませんが、非農用地として新たな用途の土地は捻出します。換地部分は自治体が負担します。

講義内容への質問(3): 水田の形状

- 昔の田んぼは、どういう経緯で不整形になったのですか？
- 伝統的な水田は、どういったプロセスであのような形になったのか？ →水田の田面は、(原則として)水平です。一方自然地形は自然の凹凸があります。水平にするためには、どういう作業が必要でしょうか？
- 換地によって四角い配置にすると、美を失ってしまうのではないか？ →四角い形状にするのは換地によってではなく、圃場整備(事業)によってです。田んぼ(水田)の形状と美しさについては、意見交換しましょう。

講義内容への質問(4): 緑農事業

- 緑農事業のアイデアは重要だと思った。
- 緑農事業の定義がわからない。市街化区域と農振地域の線引きを見直すことでしょうか。→やっけることはそういうことです。それに加えて土地交換という調整も行います。
- 線引きは誰が主導するのですか？→市町村の都市計画部局と農振計画部局とが協議します。もちろん当事者にも相談します。
- 緑農事業は意義があると感じましたが、調整などに相当のコストがかかるという印象を受けました。そこまでしなければならぬほど、不都合が大きいのでしょうか？→全ての事業はコストよりも便益が上回る必要があります。不都合が大きいと言うよりも、便益が大きいのではないのでしょうか。

講義方法への希望、コメント

- HP見られませんでした。私だけでしょうか。→ブラウザによりますが、.htmlが不要だったようです。
- 休憩を入れていただきたいと感じました。→講義は105分と決まっているので、「ただの休み」を入れてはいけないのだと思います。ただし、「必要な休み」は入れることも考えます。
- 情報量が少ないと集中が切れてしまいます。よりメリハリのある進行を欲します。→なかなか厳しい意見ですね。講義はそうありたいとは思っています。
- 住民の不満の解消と同様に、新しい土地利用の可能性に気づいてもらうための活動はどのようなものがあるのでしょうか？→質問の趣旨がわかりません。